

第1版第2刷 『記載例でわかる！重症度、医療・看護必要度評価・記録・監査』 正誤表

下記のとおり、追加事項ならびに誤りがありました。巻末の別冊も併せてご確認ください。

P.42 C項目共事項

誤) 評価の診断 → 正) 評価の判断

P.82 14 専門的な治療・処置 ⑩ドレナージの管理

「判断の手がかり」の「4」を変更 ⇒【別冊：P.17】

誤) 4. ペンローズドレインやフィルムドレイン等は評価対象とならない。

正) 4. ペンローズドレインやフィルムドレイン等は**通常的使用方法では評価対象とならないが、排液バックに貯留する等、定義に従っていれば評価対象になる。**

P.99 10 衣服の着脱

「判断の手がかり」の「8」を変更 ⇒【別冊：P.23】

誤) 8. ズボンの上げ下げは、着たり脱いだりしている場合は着脱に含まれないので、評価対象とならない。

正) 8. ズボンの上げ下げは、**着たり脱いだりしていない場合**は着脱に含まれないので、評価対象とならない。

P.115 7 救命等に係る内科的治療 ②経皮的心筋焼灼術等の治療

「判断の手がかり」の「2, 3」を変更 ⇒【別冊：P.29「判断の手がかり」欄】

誤) 2. 対象外：ペースメーカー電池交換等

3. 対象：経皮的カテーテル心筋焼灼術，経皮的中核心筋焼灼術，ペースメーカーリード追加等

正) 2. 対象外：ペースメーカー電池交換，**ペースメーカーリード追加等**

3. 対象：経皮的カテーテル心筋焼灼術，経皮的中核心筋焼灼術等

P.116 7 救命等に係る内科的治療 ③侵襲的な消化器治療

「判断の手がかり」の「3」に下記を追加 ⇒【別冊：P.29「判断の手がかり」欄】

正) 3. 対象外：

消化管に出血がない場合で、予防的に止血術を実施した場合は、医師の判断であっても評価の対象にならない。

「判断の手がかり」の「4」を変更 ⇒【別冊：P.29「判断の手がかり」欄】

誤) 4. 対象：悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼術，内視鏡的消化管止血術，内視鏡的粘膜下層剥離術，内視鏡的食道拡張・ステント留置術，食道静脈瘤結紮術，内視鏡的胆道結石除去術，内視鏡的胆道拡張術，内視鏡的胆道・胆管ステント留置術，内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術など。

正) 4. 対象：悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼術，内視鏡的消化管止血術，内視鏡的粘膜下層剥離術，**内視鏡的食道静脈瘤結紮術（消化管止血術に該当する場合のみ）**，内視鏡的胆道結石除去術，内視鏡的胆道拡張術，内視鏡的胆道・胆管ステント留置術，内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術など。